

意見書案第12号

校外活動における安全管理体制の確保を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年6月15日

川崎市議会議長 原 典之 様

提出者 川崎市議会議員 三宅隆介

〃 吉沢章子

〃 飯田満

〃 月本琢也

〃 三浦恵美

## 校外活動における安全管理体制の確保を求める意見書

近年、学校教育においては、地域社会との連携や体験活動の充実が重視され、平和学習や地域学習を始めとする校外活動が広く実施されているが、本年3月に沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生を乗せた小型船舶2隻が転覆し、生徒及び船長が死亡したほか、多数の生徒が負傷する重大事故が発生した。

修学旅行は、平和学習として米軍基地建設問題を現場で学ぶものであったが、生徒が乗船した船は移設工事の抗議活動で使用される船舶で、当該船舶は乗客を乗せるのに必要な海上運送法に基づく事業登録をしていなかった疑いや、気象等による出航判断基準が明文化されていない等の問題がある。

学校における校外活動は、教育的意義のみならず、生徒の生命、身体の安全確保がなされることが絶対的な前提として成立するものであり、本来最優先されるべき生徒の安全確保について、責任主体や確認体制が曖昧になっていた可能性がある。

また、教育基本法第14条第2項は、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と定めていることから、学校教育における政治的中立性の確保は極めて重要である。

よって、国におかれては、今回の事故を重く受け止め、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

- 1 学校における校外活動及び体験活動を受け入れる事業者に対して、安全確認の基準項目を明文化し、全国的に周知すること。
  - 2 学校については、危機管理マニュアルの定期的な見直しを徹底させるよう制度を整備するとともに、教職員の安全管理研修を徹底させること。
  - 3 今回の事故に係る検証報告及び再発防止策を速やかに行い、全国の教育機関に共有すること。また、利用する旅客運送は、事前の安全確認方法等の制度を整備すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

文部科学大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災）